

## 1 日本語指導が必要な児童生徒とは

平成2年(1990年)の「出入国管理及び難民認定法」(以下「入管法」という。)の改正、翌3年の施行以来、日本に暮らす在留外国人の状況は大きく変化し、その数は急速に増え約256万人となっています。また、在留外国人の国籍についても近年変化がみられ、ベトナム、ネパール及びインドネシアの増加が顕著となっています。さらに、平成31年4月には、改正入管法が施行されます。将来的にますます外国人児童生徒が増加することに備え、受入れ体制の整備や共生社会の実現に向けた取組が重要となります。

平成29(2017)年末では、在留外国人数は約256万1千人、日本国在住者の約2%、195の国籍・地域に達します。国籍別にみると、中国(約73万890人)、韓国(約45万663人)、ベトナム(約26万2,405人)、フィリピン(約26万553人)、ブラジル(約19万1,362人)、ネパール(約8万人)などとなっています(出典：法務省)。

日本の学校に学ぶ外国人児童生徒等が急速に増加したのも、主にこうした変化と軌を一にしており、両親の就業や留学、その他の理由により来日、あるいは帰国したことによります。こうした児童生徒にとっては、日本の学校の教授用語としての日本語は初めて学ぶものであり、学習は言うに及ばず、学校生活そのものも困難を伴うものです。このように、日本語で日常会話が十分にできない児童生徒及び日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒(以下単に「日本語指導が必要な児童生徒」という。)は、海外と日本社会の経済状況に影響を受け増え続け、現在では、国籍はもとより、母語、母文化、宗教、生活習慣など、多様な背景を伴った児童生徒が日本の学校に在籍しています。

ここで留意しておきたいことは、日本語指導が必要な児童生徒のすべてが外国籍ではないということです。帰国児童生徒や国際結婚家庭の子供の中にも、学校での学習のためには日本語指導が必要な児童生徒もいます。一方、外国籍ではあっても、日本での生活が長く、日本語指導を必要としない児童生徒も日本の学校に在籍しています。したがって、様々な背景を持つ児童生徒への実際の支援は、その一人一人の背景により異なることとなります。

外国籍の保護者には、その子供に日本の教育を受けさせる義務はありませんので、日本に在住する外国籍の子供すべてが日本の学校に在籍するわけではありません。在日外国人学校やインターナショナル・スクールでの学習、IT技術や通信教育などの多様な形態での学習など、その保護者と子供たちには教育に関して様々な選択が可能です。ただ、こうした子供たちの多くが、社会・経済的な条件などを考慮した上で、日本の学校で学んでいるのも現実です。日本の学校は、このように多様な背景を持つ子供たちが学ぶ場になっており、これまでとは異なった学校の在り方が模索されています。その結果、多様な背景を持つ子供たちが日本の学校で学ぶ際の条件を整備することが求められています。その第一歩として、こうした子供たちの現状をしっかりと把握することが重要です。

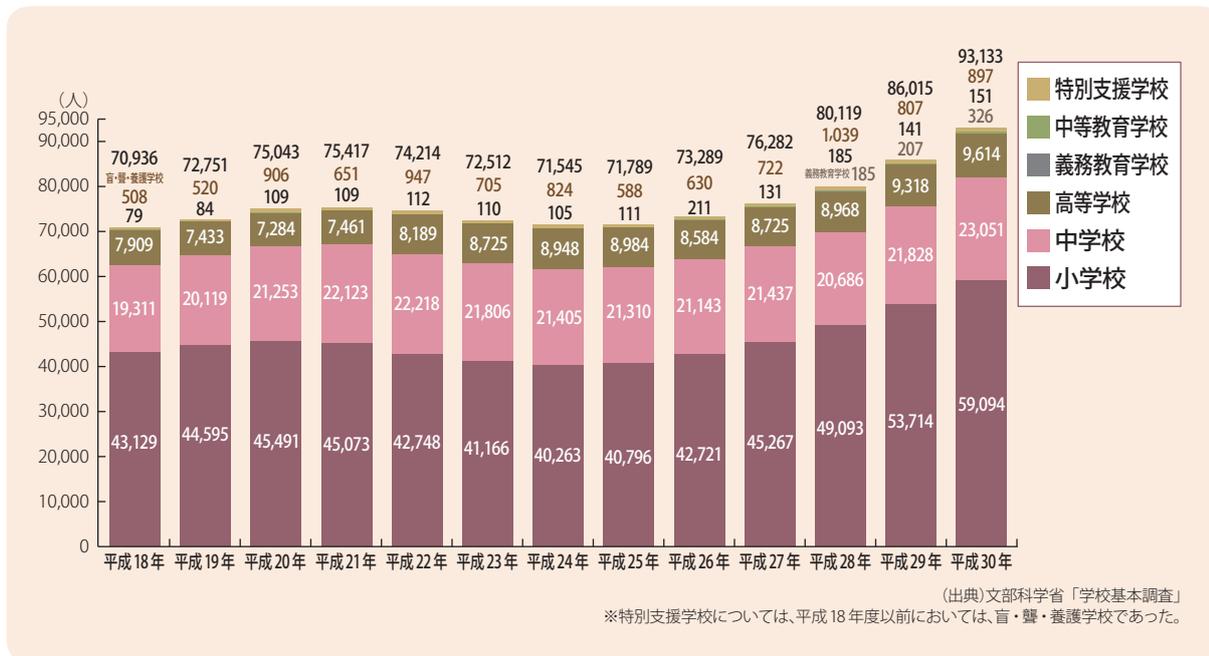
この章では、「日本語指導が必要な児童生徒」の現状、学校での受入れ、その教育上の課題などについてみていくことにします。

## 2 外国人児童生徒等の増加

### (1) 日本の学校に在籍する外国人児童生徒

まず、日本の学校に在籍する外国人児童生徒の動向を見てみましょう(図1-1)。

図1-1：日本の学校に在籍する外国人児童生徒数の推移



在籍者数は、平成30年度時点で小学校に約59,094人、中学校に約23,051人、義務教育学校に326人、高等学校に約9,614人、中等教育学校に151人、特別支援学校に約897人など、統計で約93,133人となっています。

ただ、こうした外国人児童生徒のすべてが、日本の学校に就学するに当たって日本語や学校文化の違いに対して特別な配慮を必要とするわけではありません。保護者の世代から長期間にわたって日本に在住し、日本語や日本文化に一定の理解を持っている場合には、日本語指導、学校や社会に適応するための指導、母語や母文化に配慮した指導など、初期的な支援の必要性は低いと言えます。

また、既に述べたように、日本語指導が必要な児童生徒は外国籍者に限られるわけでもありません。近年では、国際結婚の家庭の子供、日本国籍者であっても、長期の海外生活を経て帰国した子供などに対し、日本語指導を行っているケースも少なくないからです。このように、外国人児童生徒と日本語指導が必要な児童生徒が全くの同義であるとは言えないという点に留意しておくことが大切です。

### (2) 日本語指導が必要な児童生徒の動向

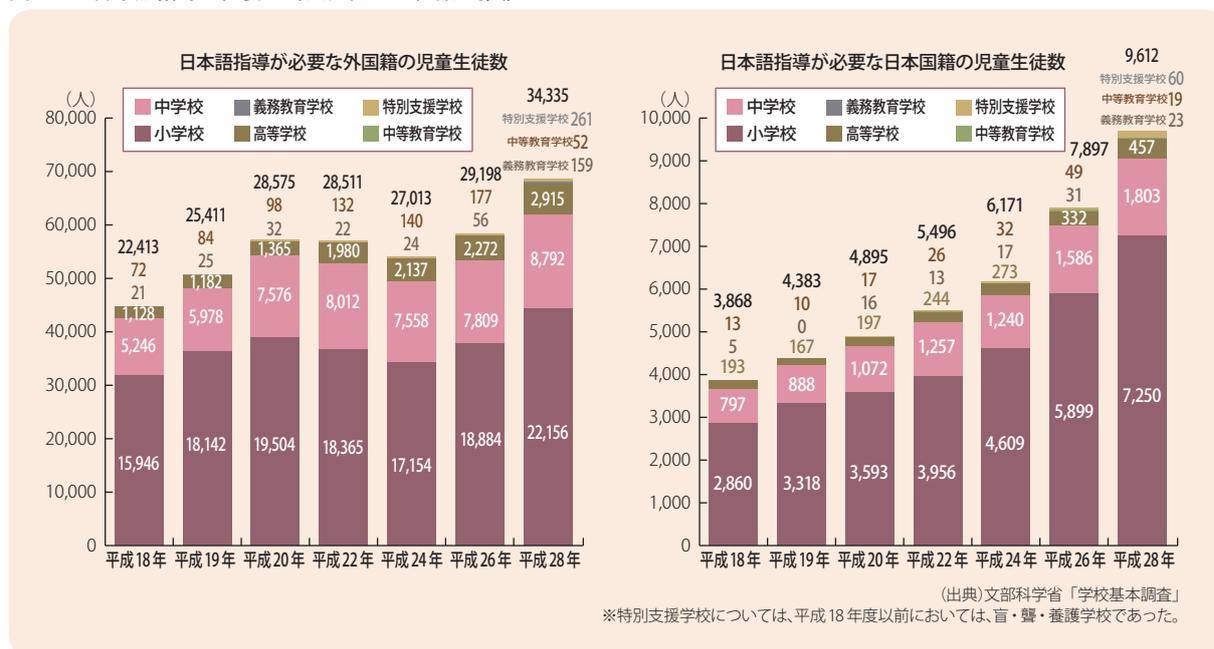
平成3(1991)年度から行われている「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」では、日本の学校に在籍し、日本語指導、適応指導をはじめとする配慮を必要とする外国人児童生徒数を把握してきました(図1-2)。以下では、その調査結果をもとに、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の現状について話を進めていくことにします。

#### ① 在籍状況

まず、公立の小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する日本語指

導が必要な外国人児童生徒は、34,335人(前回調査より5,137人増加)、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数は、9,612人(前回調査より1,715人増加)でした。これは調査の開始以来最も多い数となっています。こうした児童生徒の在籍は、現在のところ、小・中学校が中心で、全体の91%に達します。

図1-2：日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移



## ②母語別の在籍状況

同調査では、日本語指導が必要な児童生徒の母語別の集計も行っています。外国籍の児童生徒を母語別にみると、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語を母語とする児童生徒が約8割を占めています。また、日本国籍の児童生徒を言語別にみると、フィリピン語、中国語、日本語、英語の4言語で全体の8割近くを占めています。また、在留外国人の国籍・地域の多様化が進んでいるように、日本語指導が必要な児童生徒の多言語化も進行しています。

## ③地域的な特徴 (集中的な在籍、散在した在籍)

地域的、学校別の日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況にも注目すべき点があります。一定地域(学校)に集中して在籍しているケースが多い一方、全国的、地域的に散在しているということです。平成28(2016)年度の結果では、外国籍の児童生徒の在籍全校種計7,020校中、「5人未満」の在籍校が全体の75.4%を占めています。日本国籍の児童生徒の在籍全校種計3,611校中、「5人未満」の在籍校が全体の86.2%を占めています。

また、こうした児童生徒の在籍する学校のある市町村は、全市町村の約半数となっています。そのうち「5人未満」の市町村が最も多いのですが、100人以上在籍する市町村も増加傾向が続いています。

(参考：「学校基本調査」[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm))

「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/29/06/1386753.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/06/1386753.htm) )

### 3 外国人児童生徒等の多様な背景

外国人児童生徒等の現状と背景は多様です。ここでは、来日の経緯や、言語や宗教、生活など、言わば文化的な背景などを具体的にみていきます。こうした多様な背景を理解して初めて、それぞれの児童生徒に適切な支援を行うことができるのです。

外国人児童生徒等の保護者には、外国人就業者(日系人を含む)や留学生、中国残留邦人、国際結婚をした者、海外からの帰国者などもあり、多様です。したがって、国籍や言語、宗教などの文化的な背景も様々になります。

#### (1) 言語、文化の多様性

外国人児童生徒等の背景の多様性は、その国籍や出身地の違いによるところが大きいと考えられます。そして、この多様性を尊重することが重要であり、保護者との対話を通して、その理解を深めることが大切になります。

まず、母語の違いは、それぞれの出身国によります。ただし、同じ国内でも公用語と民族語(例えば中国では少数民族の言語も地域で使用されています)、地域による言語の差異(公用語としての北京語と上海などの地域中国語)、多様な言語の存在(フィリピンでのフィリピン語、英語とは別の多様な民族語の存在)など、さらに多様になることもまれではありません。こうした地域から日本に来た子供たちの場合、母語はその国籍だけでは判断できません。

また、特に近年、学校生活で配慮すべき事項として宗教的な背景の違いがあります。例えば、イスラム教圏の子供たちの場合、給食や体育についても配慮が必要です。また、学校において宗教的な実践であるラマダン(断食月)の行事を児童生徒が行うかどうかなどについても保護者と事前に相談を行い、判断する必要があります。これらの場面では、基本的には保護者の宗教的な判断を尊重すべきことが多く、受入れ初期に共通理解をしておくことが重要になってきます。こうした配慮は、様々な宗教に言えることなので、児童生徒の文化的な背景の理解は重要な視点となります。

#### 補足 1 イスラム教圏の子供の食事について

イスラム教圏の子供の場合、宗教的理由から日本で出されている食品の中に口にしてはいけないものが多く含まれています。一般によく知られている「豚肉を食べない」ことだけではなく、宗教的な判断による禁忌はその国や地域、宗派的な理由から様々に異なることが知られています。したがってその判断は、まずもって保護者によることになるので、学校では担任のみならず、栄養職員、調理員などの連携で確認し、対処する必要があります。

#### 補足 2 体育への参加について

例えば、体育に参加するのか、特に水泳に参加するか、そのときの服装はどうするか、また参加するにしても、体操着に着替える場所をどうするかなど、これも保護者との協議、確認が必要です。その他の教科についても、生活習慣や宗教的な背景からくる困難も存在します。大切なのは、日本の学校生活についてよく説明し、子供やその保護者に理解してもらった上で、教育活動を行うことです。

#### (2) 日本に来た理由・時期、将来設計の多様性

外国人児童生徒等の指導に当たっては、その家族的な背景を考えることが重要です。例えば、南米からの日系人家族の場合、来日が始まった当初とは異なり、比較的長期にわたり滞在することが多くなっています。ま

た、中国残留邦人家族の場合も、留学生や企業等の派遣とは異なり、永住を念頭に置いて滞日している場合が多いようです。こうした場合には、その子供たちは、日本の学校で学ぶ可能性も高く、学校における日本語の習得や学力形成は、その将来に大きな影響を与えます。一方、家族の留学や就労で一時的に日本に滞在し、母国に帰国することを前提にしている場合には、児童生徒の日本語学習や日本文化理解の切実さは、前者とは基本的に異なります。

また、来日前の就学、学習経験についても把握する必要があります。国や地域により学校教育の在り方、学校文化は異なります。日本の学校は、教科の学習から生活指導、食事や余暇の過ごし方まで広範に指導することが特色です。しかし、国や地域によっては、学校の役割が日本と比べて限定的であることも多く、来日した子供にとっては、音楽や体育などの教科が初めての経験であることもあります。さらに、子供によっては何らかの理由で就学経験がなかったり、学校への就学が限られた時間、期間であったりすることも見受けられます。

なお、現在では、日本で生まれ、日本で育った外国籍の子供たちも多くなっています。こうした子供たちと、新たに来日した子供たちへの支援、指導上の配慮は異なります。日本育ちの子供の場合には、外国籍であったり、家庭での言語、文化の背景などが異なっていたりしても、日本で生活のみの経験者であり、日本語を使う機会が多く、一見すると日本語や日本の文化に適応できているように見えることが多いようです。しかし、日本語話者との接触が限られ、日本語の力を鍛える場が家庭や近隣の生活にない場合には、学習に耐えうる日本語の力が培われていないこともあります。一見して課題がないように見えるかもしれませんが、まずはしっかりと子供の実態を把握し、その上で指導する必要があります。

### (3) 家庭の環境の多様性

子供たちの背景の多様性は、家庭環境、経済環境の面でもみられます。社会的・経済的状況の変化により、子供たちが安定的に学校に通い、学習を進めること自体が困難になっている場合があります。新しい職場に移る家族と共に転校を繰り返したり、保護者が単身で赴任したりするなど家庭環境が大きく変化していることがあるからです。また、授業料を負担して外国人学校に通学する道を選んでいた子供が、社会状況の変化を受けて、日本の学校への編入を選択するケースも出ています。

以上のように、多様な背景を持ち、多様な環境の中で育っている児童生徒が日本の学校で学んでいるということを理解することが非常に重要です。自分の母語や母文化とは異なる環境で学んでいる上に、社会・経済的な条件の変動によりさらなる困難に直面している児童生徒の実情をしっかりと把握することが大切です。その上で学習支援、生活支援を行って初めて学校や教師の支援は功を奏するのだということを理解しておきましょう。

## 4 外国人児童生徒等が直面する課題

### (1) 学校への適応、居場所の確保

日本で生まれ育った児童生徒にとって、日々、日本の学校に通い、社会生活を営むことは取り立てて意識して取り組むことではありません。もちろん、日本の児童生徒も、ある程度の悩みやストレスを抱えながら学校生活を過ごしています。しかし、外国人児童生徒等にとっては、社会生活、学校生活の多くがストレスの原因となり得ます。言わばカルチャーショックを受けることになるのです。したがって、日本語指導が必要な児童生徒にとってはまず、日本の学校に適応し、「居場所」が確保されることが重要です。その居場所とは、学級だけで

なく、特別の指導(取り出し指導)を行うための「日本語教室」や「国際教室」、保健室、事務室など、教師に限らず自分を受け入れ、安心させてくれる人のいる場所となります。こうした安心感があることで、初めて学習への構えができることとなります。それができない間、児童生徒は、自己開示もできず、常に緊張したり、時にはその結果として反抗的な態度を示すこともあります。

## (2)「学習するための言語能力」の習得

外国人児童生徒等は、日本の学校で学ぶために日本語を身に付けることが必須となり、あわせて保護者や本人の母語を身に付けることも重要となります。その両方の言語に同等に堪能になることが理想ですが、それは非常に困難です。しかも、成人の日本語学習者とは異なり、母語(あるいは第一言語)そのものの習得途上にあいながら、日本語という不慣れな言葉を身に付けなければならないのです。

なお、日本語の習得について留意しておくべきことがあります。日本語を学ぶ機会が無く来日した子供たちが、生活の中で、教師や友達とのかかわりから、日常会話の力を急速に身に付けていくことがよくあります。しかし、学習に必要な日本語の力は簡単に身に付くものではありません。このことについては、第3章で詳しく述べます。

## (3)学力の向上

外国人児童生徒等は、読む、書く、話す、聞くという言葉の力を駆使して学校で知識を獲得し、それを表現する能力を発揮することが必要になります。具体的には、学校で学んだことを授業や諸活動において表現し、一定の学力という成果を示すことが求められます。日本の子供たちがそうであるように、外国人児童生徒等も学校での学習を具体的な成果として示して初めて、その将来を切り開くことができます。特に学びに適した、人生の貴重な時期に、日本の学校でのみ学ぶことを選んだ児童生徒が、日本の学校制度の中で成果を上げるためには、やはり日本語による学力を蓄えることが必要です。学校は、児童生徒の母語、母文化を尊重しながらも、児童生徒と保護者の期待に応えるように、この時期の学習を保障する様々な努力をしていくことが大切です。

進級や卒業にあたって、保護者等から児童生徒の学習の遅れに対する不安から進級時の補充指導や進級や卒業の留保を希望する場合があります。そのような場合、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなど、適切に対応する必要があります。これらの対応にあたっては、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意して、児童生徒本人や保護者に丁寧に説明した上で十分な理解を得ることが大切です。

注：文部科学省総合教育政策局長と初等中等教育局長が各都道府県教育委員会教育長等に発出した「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について(通知)」平成31年3月15日付30文科教第582号

## (4)かけがえのない自分をつくりあげていくこと

学校においては、児童生徒一人一人が、自分をかけがえのない大切な存在であると認識、実感し、自尊感情を高めることができるよう、教育活動を行うことが重要です。特に、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱えることが多い外国人児童生徒等を注意深く見守り、支援していくことが必要です。学校や教師、周りの子供や親、さらにできれば地域社会がこうした児童生徒のことを理解し、自分の母語、母文化、母国に対して誇りを持って生きられるような配慮が必要となります。

なお、言うまでもないことですが、外国人児童生徒等にとってのこの課題は、日本語を母語とする子供たちにとっても無縁のものではありません。

### (5) 新たな課題(不就学、母語・母文化の保持、進路の問題)

今日、外国人児童生徒等教育を担当する教員の安定的な確保を図るための義務標準法等の改正(平成29年)もあり、日本語指導担当教師の配置、日本語指導の支援等を行う外部人材の配置、教材や指導體制の整備等の改善が一定程度進み、外国人児童生徒等への支援体制が整備されつつありますが、新たな課題も生じてきています。

まず、外国人児童生徒等の不登校、不就学の問題も今後解決すべき重要な課題です。外国人児童生徒の場合、就学義務がないため、不就学という問題が生じやすくなります。義務教育段階の子供が、教育を受けられないのは大きな問題です。その実態の把握と同時に、教育委員会が中心となり、域内に住む義務教育年齢相当の外国人の子供を持つ家庭に就学案内を出すなどして、就学機会の確保に努める必要があります。

次に、外国人児童生徒等が日本の学校で学ぶことにより、触れる機会の少なくなる母語・母文化の問題です。学校でも、課外において、児童生徒の母語、母文化にかかわるものとして「継承語」という位置付けでそれを尊重し、習得を援助することが望まれます。

この他、義務教育終了後の進路の問題です。児童生徒が将来に希望を持ち、より具体的で着実な進路選択とそのため戦略を持てるような進路指導が求められます。特に、児童生徒の意志にかかわらず、一時的な滞在から定住化へという選択をせざるを得ない現実を前に、行政による制度整備とともに、適切な進路指導が必要とされています。また、自治体によって異なりますが、高等学校入学に際し、外国人児童生徒等の特別選抜が実施されているところもあります。ホームページや進学ガイダンスなどから情報を入手して、外国人生徒等や保護者に情報を提供することも大切です。

## 5 外国人児童生徒等を受け入れる学校の課題

外国人児童生徒等教育は、いわば課題山積の状況にあり、児童生徒自身や保護者の努力のみで解決できるものではありません。児童生徒やその保護者を取り巻く日本の学校、さらに地域社会の在り方が大きく影響します。そこで、外国人児童生徒等を受け入れた学校での課題について触れておきます。

### (1) 学校全体の児童生徒の指導

外国人児童生徒等が、所属する学級(在籍学級)での学習活動に参加できるようにするためには多くの支援が必要です。学びの拠点は、在籍学級にありますので、そこで児童生徒が安心して学び、生活できることは非常に重要です。

外国人児童生徒等が学級で受け入れられるためには、「異文化理解」「多文化共生」「人権の尊重」などの教育が必要不可欠です。違いを認め、互いに助け合える共生を目指した学級、学校であることこそが大切です。

### (2) 学校の受入れ体制づくり

学校に外国人児童生徒等が一人でも在籍していれば、日本語指導をはじめ特別な指導が必要となります。学校では、すべての児童生徒が安心して過ごせる環境を整えることは当然のことです。以下の章で順次説明していきますが、校内の教職員のそれぞれが自分の役割を認識し、共通理解をした上で、連携して教育に当たるこ

とが重要です。また、学校の体制整備には、近隣の学校や管区内の学校との連携も効果を上げることが考えられます。PTAにおいても、異文化理解講座や異文化間交流の機会が設けられることで、様々な協力体制を築くことに役立ちます。

「開かれた学校」としての全教職員や関係者の協働体制が指導を効果的にする近道であると言えます。

### (3)「特別の教育課程」の編成・実施

平成26年の制度改正により、外国人児童生徒等が在籍する学校において「特別の教育課程」を編成・実施することが可能となりました。「特別の教育課程」とは、外国人児童生徒等が日本語で学校生活を営み学習に取り組めるように、日本語や各教科の指導等について児童生徒一人一人に応じて編成する教育課程です。

「特別の教育課程」の編成・実施により、児童生徒一人一人に応じたよりきめ細かな指導の実施が可能となります。

なお、「特別の教育課程」を編成・実施する場合には、各学校において、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し学習評価を行うこととされており、当該指導計画とその実績を学校の設置者である教育委員会等に提出することが必要になります。

(参考：「特別の教育課程」[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm))

### (4)地域との関係 —外部からの支援の活用とその組織化—

外国人児童生徒等を受け入れるための校内体制を整備するには、当然、教職員の努力が不可欠ですが、ここではさらに、学校外との協働体制の構築の重要性について触れておきます。各地の学校で様々な教育活動において、学校外部の人材を日本語指導の支援者として迎え入れています。外国人児童生徒等への効果的な指導に当たっては、近隣の大学や公的な機関など(例えば、教育委員会、公民館、国際交流協会、NPO等)からの人材の派遣・紹介を活用することも有効です。また地域において、言語、文化などにおいて経験や知識が豊富な協力者を得ることができます。このような人材を学校外からの貴重な「リソース」として登用することが重要です。

その際、あくまで主体は子供たちの教育に責任を持つ学校側、教師側にあり、その目的、協力体制、具体的な役割について、外部人材の方と確認しながら、良好な協働体制を構築することが求められます。

## 6 行政上の課題

管理者である教育委員会の役割について触れておきます。学校での支援体制づくりはその内部においてのみでは不可能で、近隣地域のみならず学校外の支援が重要です。教育委員会における分掌体制を明確にし、担当者を配置し、支援体制を整えることが必要です。そして、各学校で必要となる具体的な支援、例えば教員研修や教材、就学案内、就学援助などの制度の整備と活用、進路指導などのような新たな課題への対応など、総合的な取組が必要とされます。